

諸届の提出方法及び提出期限について

郵送でお願いします。

来訪でのご提出はお控えください。

毎年3月～5月の時期は、加入者・退職者・施設の新設等の届出書類が集中いたします。そのため円滑な事務処理が行えるよう令和5年3月15日～5月31日までの期間に提出される書類については、郵送していただきますようお願いいたします。

窓口での書類のご提出はお控えください。なにとぞご理解の程よろしくお願い申し上げます。

退職・異動・入会申込等の共済会の諸届出と福祉医療機構の「退職手当金請求書・被共済職員退職届」については、各施設・個人分をまとめて(同封して)共済会まで提出してください。

また、令和5年度の諸届の4月受付は、4月30日(日)到着分までです。

消印有効ではございませんので、ご注意ください。

(例1) 4月25日に投函し、4月29日(土)に共済会到着 … 4月受付

(例2) 4月26日に投函し、5月1日(月)に共済会到着 … 5月受付

土日祝の
普通郵便配達は
ありません

ご注意ください



令和5年7月1日改正

一般給付金給付規程の改正について

令和5年3月13日開催の理事会において、結婚祝金の給付規定が下記のとおり改正されました。
※6月末以前の退職者については、旧規定を適用します。

(旧)	(新)
(結婚祝金) 第6条 会員が結婚したときは結婚祝金、金3万円を給付する。	(結婚祝金) 第6条 会員が結婚したときは結婚祝金、金3万円を給付する。
2 退会した会員であっても、退職後3ヵ月以内に結婚した時は結婚祝金の請求ができる。	(削除)
	(施行期日) この規程は令和5年7月1日から施行する。

令和5年度版カレンダーを送付いたします

令和5年度共済会福利厚生事業の行事予定を記載した、カレンダーをお送りしておりますのでご活用ください。

なお、行事日程は変更される場合がありますので、最新の情報は毎月の共済会だよりでご確認ください。

また、カレンダーが足りない場合はご請求ください。

